

○えびの市出会い創出事業補助金交付要綱

平成23年3月30日
えびの市告示第29号

改正 平成27年3月30日告示第65号

(趣旨)

第1条 この告示は、少子化及び晩婚化への対応として独身の男女を対象に結婚の促進を目的とした事業（以下「出会い創出事業」という。）を行う場合にその経費の全部又は一部を補助するものとし、その交付について、えびの市補助金等交付規則（昭和51年えびの市規則第23号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業は、結婚希望者を対象に市内で実施する男女出会いの場を創出するイベント、交流会及びセミナー等の事業とし、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 参加者は男女とも独身かつ20歳以上であること。
- (2) 参加者の総数は、10人以上であること。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 参加者の男女の比率は、少ない方の比率が参加者全体の30パーセント以上であること。
- (4) 参加者のうち市内在住者の人数は、5人以上であること。

(補助対象事業者)

第3条 補助の対象となる事業者は、市内に住所又は所在地を有する者とする。ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動若しくはこれらの団体の宣伝活動を行う者又は公益を害するおそれのある者については、対象としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で定めるものとし、別表に掲げる対象となる経費の全額とする。ただし、1事業の補助金の上限額は、10万円とする。

(実績報告添付書類)

第5条 交付規則第13条第1項第5号のその他市長が必要と認める書類は、出会い創出事業の対象事業費証拠書類（参加者名簿及び領収書等の写し）とする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、概算払により交付することができる。

(秘密の保持)

第7条 出会い創出事業に関係する全ての者は、当該事業の活動を推進するために必要な場合を除き、当該事業により知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第65号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費一覧表

対象となる経費	
項目	経費の種類
1 報償費	講師等（参加者を除く。）に係る謝礼
2 旅費	講師等（参加者を除く。）の交通費及び宿泊費
3 消耗品費	事務用品代等
4 燃料費	灯油等の燃料代
5 印刷製本費	チラシ、ポスター及びプログラム等の印刷製本費並びにコピー代等
6 保険料	参加者等が加入する傷害保険料等
7 委託料	会場設営等の委託料
8 使用料及び賃借料	会場使用料等並びに車両及び音響機器等の借上料
対象とならない経費	
1 飲食費（飲食材料費を含む。）	
2 賞品及び景品代等	